**■緊急小口資金（特例貸付）**

**〔対象〕** 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生活維持のための貸付を必要とする世帯

**〔貸付額〕** 10万円以内（条件により20万円以内）

　　　　　　　・据置期間　１年以内

　　　　　　　・返済期間　２年以内

　　　　　　　・連帯保証人不要、無利子

**〔申込先〕** お住いの社会福祉協議会支所へ

**〔借入申込みに必要な書類〕**

（１）借入申込みにあたっては、以下の書類が必要です。また、印鑑（シャチハタは不可）、銀行届出印をご持参ください。

（２）償還のため①三井住友銀行、②みなと銀行、③但馬銀行、④県内のＪＡ（農協）のいずれかの金融機関の本人名義口座が必要です。※あらかじめの口座開設にご協力ください

（３）審査のために提出された書類は、貸付審査の結果にかかわらず原則として返却しません。身分証明書や通帳はコピーをご用意ください。

（４）申込み時に①借入申込書、②借用書、③口座振替依頼書（銀行届出印押印欄あり）にご記入いただきます。

（５）世帯員に介護の必要な高齢者や障害のある方がいることを理由として貸付額を増額する場合には、その証明となる書類（障害者手帳等）のコピーをご用意ください。

|  |
| --- |
| ご用意いただく書類 |
| １ | 世帯全員分が記載された住民票（個人番号が記載されていない、発行から３か月以内のもの） |
| ２ | 収入減少がわかる書類（例：減少前と後の給与明細書、給与が振り込まれた通帳、帳簿等） |
| ３ | 顔写真入りの身分証明書 |
| ４ | 送金口座の通帳 |

**■総合支援資金（特例貸付・生活支援費）**

総合支援資金（生活支援費／新型コロナウイルス特例貸付）は、新型コロナウイルスの影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯に対し、新たな仕事を探し、生活再建を行う間の生活費を貸し付け、自立に向けた取り組みを支援することを目的とした制度です。

**〔対象〕**新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難になっている世帯

**〔貸付額〕**　世帯人数２人以上：月額20万円以内　　　　単身：月額15万円以内

　　　　　　　貸付期間：原則３か月以内（送金は、１か月ごとの分割交付）

　　　　　　　・据置期間　１年以内

　　　　　　　・返済期間　10年以内

　　　　　　　・連帯保証人不要、無利子

**〔申込先〕**　お住いの社会福祉協議会支所へ

**〔借入申込みに必要な書類〕**

（１）借入申込みにあたっては、以下の書類が必要です。また、印鑑（シャチハタは不可）、銀行届出印、印鑑登録された実印をご持参ください。

（２）償還のため①三井住友銀行、②みなと銀行、③但馬銀行、④県内のＪＡ（農協）のいずれかの金融機関の本人名義口座が必要です。※あらかじめの口座開設にご協力ください

（３）審査のために提出された書類は、貸付審査の結果にかかわらず原則として返却しません。身分証明書や通帳はコピーをご用意ください。

|  |
| --- |
| ご用意いただく書類 |
| １ | 世帯全員分が記載された住民票（個人番号が記載されていない、発行から３か月以内のもの） |
| ２ | 申込書に記載された20歳以上の世帯全員分の課税証明書 |
| ３ | 収入減少がわかる書類（例：減少前と後の給与明細書、給与が振り込まれた通帳、帳簿等） |
| ４ | 失業・離職等の場合は、それが確認できる書類（解雇予告通知、離職票、廃業届、源泉徴収票等） |
| ５ | 顔写真入りの身分証明書 |
| ６ | 送金口座の通帳 |

**■ご注意■**

・他道府県社協または他市町社協で今回の特例貸付をすでに受けている方は対象外です。

・ご世帯の中に新型コロナウイルス感染症の罹患者、又は罹患者との濃厚接触の可能性がある方が

いらっしゃる場合は、ご来所前に必ず、社会福祉協議会にご連絡ください。

・審査により貸付を行わないことがあります。

・虚偽の申請や不正な手段により貸付をうけた場合、貸付けた資金を即時返済いただきます。